

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する

## 政令案要綱

第一 高齢者の居住の安定確保に関する法律第八条第一項第七号及び第八号の政令で定める使用人を事務所の代表者である使用人とすること。  
(第一条関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする。  
(第二条から第八条まで関係)

第三 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行するものとする。  
(附則第一条関係)